



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

訓令	2
大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(総務課)	2
告示	3
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	3
指定居宅介護支援事業者の指定の廃止（介護保険課）	4
大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱(地域包括ケア推進課)	5
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	11
9月市議会定例会の招集（財政課）	11
大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の一部を改正する告示(介護保険課) ..	11
公告	21
大和高田市保健センター外壁・屋根改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	21
公売公告（収納対策室）	25
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	27
馬冷池公園他遊具等更新工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	27
高田千本桜大中公園周辺他川沿いの桜剪定伐採管理業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	29
片塩中学校校舎内トイレブース及び体育館トイレ便器改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	32
大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（総務課）	34
職員からの相談に係る窓口等業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	36
令和3年10月22日実施予定の県と市町村の不動産合同公売の公告（収納対策室）	38
大和高田市コミュニティバスきぼう号広告付案内表示板（デジタルサイネージ）設置業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（まち振興課）	41
令和3年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	42
緊急安全措置の実施に係る公告(住宅課)	45
大和高田市ごみ中継施設建設工事設計施工監理業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	46
大和高田市保健センター外壁・屋根改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（再度公告）（契約監理室）	48
教育委員会	52
大和高田市中心公民館管理運営規則の一部を改正する規則（教育総務課）	52
大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則（教育総務課）	52
大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（教育総務課） ..	53

教育委員会8月臨時委員会の招集（教育総務課）	53
教育委員会8月定例委員会の招集（教育総務課）	53
選挙管理委員会	54
選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	54
農業委員会	54
農業委員会8月定例委員会（農業委員会）	54
農業委員会9月定例委員会（農業委員会）	55
上下水道事業	55
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止（水道総務課）	55
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	55
議会事務局	56
大和高田市議会傍聴規則の一部を改正する規則（議会事務局）	56
原稿誤り	57
令和元年2月10日付け大和高田市公報第372号（登載漏れ）	57
一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	57
令和3年7月10日付け大和高田市公報第390号（登載漏れ）	93
大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険医療課）	93
大和高田市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱（保険医療課）	94
令和3年8月10日付け大和高田市公報第391号（登載漏れ）	108
令和3年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告（人事課）	108

訓 令

訓令第8号

大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年8月11日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（設置）

第1条 大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領、仕様書及び応募様式の審議及び策定に関する事項
- （2） プロポーザルに参加させる事業者の資格要件に関する事項
- （3） 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- （4） 受託候補者の決定に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 副市長
- （2） 総務部長
- （3） 未来まちづくり局課長
- （4） 企画政策部長
- （5） 環境建設部長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は総務部長をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員並びに第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

- 2 この訓令は、令和3年10月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第117号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第

2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年8月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和3年7月6日			2							
令和3年7月9日			1							
令和3年7月13日			1							
令和3年7月20日	1									
令和3年7月21日			3							
令和3年7月27日	1									
令和3年7月29日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和3年7月19日	大和高田市東中2丁目地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和3年8月4日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
有限会社 山 恵
- 2 指定する事業所の名称及び所在地
花たばケアプランセンター
大和高田市本郷町7番16号
- 3 廃止年月日
令和3年8月1日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

告示第119号

大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱を次のように定める。

令和3年8月13日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、認知症を原因として外出に不安を抱えている者が自立した生活を営むために見守りを希望する場合にその者に関する情報を事前に登録し、行方不明等緊急の場合に早期の発見及び保護を行うことで、その者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援することを目的として実施する高齢者等見守りQRコード活用事業について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）見守りQRコードシール 第6条第1項の規定による利用決定を受けた認知症高齢者等（以下「利用者」という。）の発見時における保護を目的とした連絡調整を行うため、携帯電話等により読み取ることであらかじめ登録された市役所と高田警察署の連絡先を表示できる二次元コードを印字したシールをいう。

（2）認知症高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第2項に規定する第1号被保険者であって、認知症（介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）により外出時に行方不明となるおそれがあるもの

イ 介護保険法第9条第2項に規定する第2号被保険者であって、初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）により外出時に行方不明となるおそれがあるもの

ウ ア及びイに準ずる者として、市長が事業を利用する必要があると認める者

（対象者）

第3条 事業の対象者は、認知症高齢者等であって、本市に住所を有するものとする。ただし、認知症高齢者等が別表に掲げる施設又は医療機関に入所し、若しくは入院しているときは、事業の対象者としな

（事業の内容）

第4条 市長は、高齢者等見守りQRコード活用事業として次に掲げる事項を実施する。

- （1） 利用者及び緊急連絡先として指定する者に関する情報の登録及び管理を行うこと。
- （2） 見守りQRコードシールの配布及び使用方法に関する案内を行うこと。
- （3） 利用者の保護を目的として実施する次に掲げる事項
 - ア 利用者が行方不明等緊急時であることの通報がなされた場合、登録情報と照らし合わせ本人の特定を行うこと。
 - イ アにおいて、必要に応じ、当該通報された者に係る登録情報を警察に対し速やかに提供すること。
 - ウ 通報がなされた者を保護した場合、当該者について緊急連絡先として登録されている者に対し連絡を行うこと、及び必要に応じ一時保護を行うこと。

（利用手続）

第5条 事業を利用しようとする者は、大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請を行う場合において、緊急連絡先を1人以上確保するものとする。

（代理による申請）

第6条 代理により前条第1項の規定による申請その他この告示の規定に基づく手続を行うことができる者は、成年後見人等（民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年後見人並びに同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人として選任を受けた者であって、代理権付与の審判がなされたもの）とする。

（利用決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否について大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用決定を行ったときは、大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業利用申請書に記載された内容を大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業簿に登録するとともに、申請者に対し、見守りQRコードシール10枚を交付する。
- 3 市長は、第1項の規定による利用決定を行う場合において、申請書に記載された個人情報を警察へ提供することについて、本人の同意をあらかじめ書面により得ておかなければならない。

（見守りQRコードシールの追加交付）

第8条 交付を受けた見守りQRコードシールの数量に不足が生じたときは、第7条第1項の規定による利用決定者（以下「利用決定者」という。）は、見守りQRコードシール10枚の追加交付を受けることができる。

- 2 前項の追加交付の申出は、大和高田市高齢者見守りQRコードシール追加交付申出書（様式第3号）の提出により行うものとする。

（届出等の義務）

第9条 利用決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業利用変更（利用解除）届（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

- （1） 第5条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。
- （2） 利用者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は事業の利用を必要としなくなったとき。

（見守りの終了）

第10条 市長は、前条第2号の規定による届出があったときは、当該届出に係る利用者の見守り

を終了するものとする。

2 市長は、利用者が第3条に規定する要件に該当しなくなった場合において、前条第2号に規定する届出を行わないときは、前項の規定にかかわらず、事業の利用を終了することができる。

3 市長は、前項の規定により見守りを終了したときは、大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業変更（利用解除）決定通知書により利用決定者に通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第11条 市長は、利用決定者が虚偽その他不正の手段により利用決定を受けた場合は、当該利用決定を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しを行った場合の通知は、前条第3項に定めるところによる。

（利用決定者等の責務）

第12条 交付を受けた見守りQRコードシールは、これを目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸与してはならない。

2 利用決定者は、第10条第3項及び前条第2項の規定による通知を受けたときは、既に交付されている未使用の見守りQRコードシールを速やかに破棄しなければならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

施設等名称	根拠法令
救護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項
養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3
介護老人福祉施設	介護保険法第8条第27項
介護老人保健施設	介護保険法第8条第26項
介護医療院	介護保険法第8条第29項
認知症対応型共同生活介護が提供される住居	介護保険法第8条第20項
介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される住居	介護保険法第8条の2第15項
特定施設入居者生活介護が提供される施設	介護保険法第8条第11項
病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）住 所
氏 名

大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業利用申請書

次のとおり本事業を利用したいので申請します。

対象者	ふりがな			性別	男・女
	氏 名				
	生年月日	年 月 日 (歳)			
	住 所	〒			
	電話番号				
緊 急 連絡先①	ふりがな		対象者との関係		
	氏 名				
	住 所	〒			
	電話番号	①自宅	②携帯電話		
緊 急 連絡先②	ふりがな		対象者との関係		
	氏 名				
	住 所	〒			
	電話番号	①自宅	②携帯電話		

本市確認欄 該当する項目に○（第2条第2号及び第3条関係）

ア		イ		居住	
---	--	---	--	----	--

（裏面）

同意書

本事業の利用希望者に関する情報及び当該利用希望者に係る緊急連絡先として指定する者に関する情報について、第4条に規定する事業内容を実施するために利用することを条件として、警察へ情報を提供することに同意します。

年 月 日

（利用希望者）

 住 所
 氏 名（署名又は記名押印）

印

（緊急連絡先①）

 住 所
 氏 名（署名又は記名押印）

印

(緊急連絡先②)

住 所

氏 名（署名又は記名押印）

印

様式第2号（第7条及び第10条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で以下の者からされた申請に係る大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業の利用については、利用決定（却下）したので通知します。

対象者	ふりがな		交付番号			
	氏 名					
	生年月日	年 月 日（ 歳）				
	住 所	〒 大和高田市				

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 住 所

氏 名

電話番号

大和高田市高齢者見守りQRコードシール追加交付申出書

次のとおり追加交付を受けたいので申請します。

交付内容	QRコードシール1シート（10枚）
備 考	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業利用変更（利用解除）届
大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業利用について、次のとおり変更（利用解除）について届出します。

1. 変更

区分	変更前	変更後
対象者 氏名		
対象者 住所		
対象者 電話番号		
緊急連絡先		
その他		

2. 利用解除

理 由	
-----	--

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業利用解除通知書

年 月 日付で決定をした大和高田市高齢者見守りQRコード活用事業の利用について、次のとおり利用解除を決定したので通知します。

対象者氏名	
解除理由	
適用日	年 月 日

告示第120号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和3年8月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和3年11月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年5月1日から令和3年5月31日までの間

告示第121号

令和3年9月3日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和3年8月27日

大和高田市長 堀内 大造

告示第121号の2

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱（平成25年告示第82号の3）の一部を次のように改正する。

題名中「等」の次に「施設整備」を加える。

第1条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に基づく」を削り、「地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）又は介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「国要領」という。）」を「地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局通知）別紙の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（以下「国要綱」という。）」に改める。

第2条中「又は奈良県が定める介護基盤緊急整備等臨時特例補助金交付要綱（平成21年10月9日長寿第570号奈良県福祉部長通知。以下「県要綱」という。）」を削る。

第3条中「又は県要綱に基づき、厚生労働省又は奈良県が補助を採択した事業」を「に基づき補助が採択された事業のうち市長が別に定めるもの」に改める。

第4条第1項中「又は国要領」を削り、同条第2項第3号中「宿舍」の次に「、車庫又は倉庫の建設」を加え、同項第4号中「適当と認められない」を「不適当と認める」に改める。

第5条中「又は国要領」を削る。

第6条中「大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）」を「大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（様式第1号）」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業に要する費用の見積書

第7条第2項中「大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書（様式第3号）」を「大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付決定通知書（様式第4号）」に、「大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請却下通知書（様式第4号）」を「大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請却下通知書（様式第5号）」に改め、同条第3項中「県要綱」を「国要綱」に改める。

第8条第1項中「大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助事業内容変更承認申請書（様式第5号）」を「大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業内容変更承認申請書（様式第6号）」に改め、同条第2項中「大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付変更決定通知書（様式第6号）」を「大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付変更決定通知書（様式第7号）」に改める。

第9条中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 事業実績調書（様式第9号）
- (2) 補助金精算調書（様式第10号）
- (3) 収支決算書（様式第11号）

第10条第1項中「当該報告に係る書類等により」を削り、同条第2項中「補助金の実績報告を

した者に大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金確定通知書（様式第8号）」を「交付決定者に大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金確定通知書（様式第12号）」に改める。

第11条第1項中「補助金の額の確定通知を受けた者は、大和高田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付請求書（様式第9号）」を「前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書（様式第13号）」に改める。

第12条中「、補助金の」を削り、「又は既に交付した補助金の」を「既に交付した補助金があるときはその」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所又は所在地

氏名又は名称

印

（代表者 ）

印

電話番号

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業年度

2 事業名

3 補助金交付申請額

4 事業完了の予定期日

年 月 日

5 関係書類

① 事業実施計画書

② 収支予算書

様式第2号（第6条関係）

事業実施計画書

1 事業実施の目的と内容

2 事業実施により見込まれる効果

3 事業実施（予定）スケジュール

4 事業実施（予定）場所

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

① 収入

（単位：円）

項目	金額	備考
市補助金		
借入金		
自主財源		
その他		
合計		

② 支出

（単位：円）

項目	金額	備考
建設工事費		

設備整備費		
設計管理費		
その他		
合計		

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1	補助事業の名称	
2	補助金の交付決定額	円
3	補助金交付予定時期	年 月 日
4	補助金の交付条件	

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業に係る補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補

助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

申請却下の理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所又は所在地

氏名又は名称

印

（代表者）

印

電話番号

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業内容変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助の決定を受けた下記事業について事業内容を変更したので、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました補助事業に係る補助金については下記のとおり交付変更することに決定しましたので、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1	補 助 事 業 の 名 称	
2	変 更 前 の 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
	変 更 後 の 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
3	変 更 前 の 補 助 金 交 付 予 定 時 期	年 月 日
	変 更 後 の 補 助 金 交 付 予 定 時 期	年 月 日
4	変更後の補助金の交付条件	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

大和高田市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

印

（代表者）

印

電話番号

補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で補助の決定を受けた下記事業が完了したので、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助決定額
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 関係書類
 - ① 事業実績調書
 - ② 補助金精算調書
 - ③ 収支決算書

様式第9号（第9条関係）

事業実績調書	
1	事業実施により生まれた効果
2	事業実施内容・実施場所

様式第10号（第9条関係）

補助金精算調書

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設 整備補助金交付（変更）決定通知書による 補助決定額	円
補助金実績報告に基づく補助（見込）額	円
交付済補助額	円

様式第11号（第9条関係）

収支決算書

① 収入

（単位：円）

項目	金額	備考
市補助金		
借入金		
自主財源		
その他		
合計		

② 支出

（単位：円）

項目	金額	備考
建設工事費		
設備整備費		
設計管理費		
その他		

合計		
----	--	--

※予算額を上段に（ ）書きすること。

様式第12号（第10条関係）

様

大和高田市長

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました補助金について、下記のとおり確定しましたので大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

第 号

年 月 日

印

様式第13号（第11条関係）

大和高田市長 宛

住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者)
電話番号

大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました補助金について、大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金名 大和高田市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金

3. 請求額 金 円

年 月 日

印

印

振込先金融機関名 及び支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (フリガナも記入のこと。)
支店			

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

公 告

公告第79号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年8月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第35号
- (2) 工 事 名 大和高田市保健センター外壁・屋根改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 71,330,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 71,330,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 63,920,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 建築工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（7）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

（8）（5）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

（9）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。

（10）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年8月2日（月） ～ 令和3年8月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年8月2日（月） ～ 令和3年8月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年8月20日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年8月23日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年8月6日（金） ～ 令和3年8月25日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年8月26日（木） 午前10時30分	大和高田市役所 3階 会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札

- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のI

Cカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部 契約監理室

TEL（0745）52-1101

FAX（0745）49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第80号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和3年8月10日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の内容		別紙「公売財産目録」のとおり		
2	公売の方法		せり売り		
3	公 売 日 時	参加申込	令和3年8月23日13:00 から 令和3年9月8日23:00 まで		
		入札	令和3年9月14日13:00 から 令和3年9月16日23:00 まで		
		開札	令和3年9月17日10:00		
4	公売場所		インターネット上 KSI 官公庁オークションのページ (https://kankocho.jp)		
5	公売保証金及び見積価額		別紙「公売財産目録」のとおり		
6	公売保証金納付期限		令和3年9月17日10:00		
7	売却決定	日時	令和3年9月17日	場所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	令和3年9月24日	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)	
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	その他	1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 3. 大和高田市は改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 公売物件の写真等については大和高田市で閲覧いただけます。 もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。			

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市・収納対策室

TEL 0745-22-1101

（内線2264）

公売財産目録

売却区分番号	財産の表示	公売見積価額	公売保証金
1	ホンダ・ステップワゴン	22,000	2,200

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市－3－1－1
公売財産の表示	・登録年月日：令和2年10月13日 ・初度登録年月：平成22年2月 ・自動車の種別：小型 ・用途：乗用 ・自家用・事業用の別：自家用 ・車体の形状：ステーションワゴン ・車名：ホンダ ・乗車定員：8人 ・車両重量：1580kg ・車両総重量：2020kg ・車体番号：RK1-1013254 ・長さ：469cm ・幅：169cm ・高さ：181cm ・前軸重：900kg ・後軸重：680kg ・型式：DBA-RK1 ・総排気量：1.99L ・燃料の種類：ガソリン
公売財産の概要 （自動車の基本情報）	・走行距離：135,500km（R2.6.16時点） ・自動車検査証有効期限：期限切れ ・車体の色：グレーメタリック ・ミッション：オートマチック ・ハンドル：右 ・ETCあり ・カーナビあり
公売財産の概要 （自動車の注意事項）	・一時抹消中 ・車両には経過年数相応の傷が多数見られます。 ・エンジンがかかりません。 ・自走は不可。 ・曇が折れています。 ・車両の状況は職員の目視によるものです。引き渡し後その他の瑕疵を発見しても返品は一切受け付けません。
公売財産の概要 （留意事項）	・車両及び装備は売却代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。 ・引渡しに係る費用は落札者負担となります。輸送等はいりません。 ・引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負いません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。 ・車両の状況は職員の目視により確認したもので、正確な内容を保証するものではありません。画像は職員がデジタルカメラで撮影していますので物件の損傷の程度や色などは異なる場合

	があります。	
--	--------	--

公告第81号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年8月11日

大和高田市長 堀内 大造

公告第82号**入札公告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年8月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	馬冷池公園他遊具等更新工事
2 工事場所	馬冷池公園他2公園
3 工事期間	契約締結日から令和3年12月24日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）

	(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能） (3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和3年8月19日（木）から令和3年8月25日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 令和3年8月19日（木）から令和3年9月6日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年9月6日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年9月7日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、 (1) 期限 令和3年9月9日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。

	(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年9月10日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥7,380,000-（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第83号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公

告します。

令和3年8月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高田千本桜大中公園周辺他川沿いの桜剪定伐採管理業務
2 工事場所	大和高田市 大字大中他 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） （2）必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能） （3）申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 （4）受付期間 令和3年8月19日（木）から令和3年8月25日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

	(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 令和3年8月19日（木）から令和3年9月6日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中9番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年9月6日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年9月7日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年9月9日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時

	令和3年9月10日（金）午前10時15分 （2）場所 大和高田市役所（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥1,500,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

告第84号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年8月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	片塩中学校校舎内トイレブース及び体育館トイレ便器改修工事
2 工事場所	片塩中学校（大和高田市 中三倉堂2丁目 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月4日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 （2）大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生

	法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能） (3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和3年8月19日（木）から令和3年8月25日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年9月6日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年9月7日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。

	(1) 期限 令和3年9月9日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年9月10日（金）午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥5,970,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第85号

大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和3年8月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名

大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務

2 業務概要

2-1 委託内容

別紙「大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」
及び「大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託仕様書」による

2-2 業務履行期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす単独企業もしくは共同企業体とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

3-1 単独企業に関する要件

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の市内「土木関係建設コンサルタント業務」又は「建築設計業務」もしくは市外「土木関係建設コンサルタント業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 納付すべき国税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

3-2 共同企業体に関する要件

- (1) 2者共同企業体とする。
- (2) 自主結成とし、構成員間で協定を締結していること。
- (3) 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の業務分担割合の者でなければならない。
- (4) (1)の要件については、共同企業体の代表者が満たしていること。
- (5) (2)～(6)の要件については、共同企業体の全ての構成員が満たしていること。
- (6) 本業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

4 委託料限度額

金9,900,000円（消費税等含む。）

5 参加申請及び企画提案書等の提出期限

令和3年9月17日（金）午後5時まで（17日必着）

6 その他

大和高田市旧庁舎跡地活用事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

7 問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部 総務課

電話：0745-22-1101

FAX：0745-52-2801

公告第86号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年8月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	職員からの相談に係る窓口等業務
2 履行場所	大和高田市役所（電話又はメールの方法による相談。対面での相談は、大和高田市から公共交通機関を利用して1時間以内の場所） ※詳細は、入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）平成28年4月1日以降において、元請けで官公庁発注の同種業務（仕様書3（1）に記載するハラスメント等の苦情相談及び仕様書3（2）に記載する心理相談に係る業務）の受託実績を有する者であること。 （2）以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO／IEC27001（JISQ27001）】 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。

	ん。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（1）の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し ④ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し ④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 上記④及び⑤は、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和3年8月23日（月）から令和3年9月2日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所新庁舎 3階 総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年9月13日（月）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年9月14日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年9月16日（木）。入札執行日の前日であるため、この

	日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年9月17日（金）午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中98番地4）3階 会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第87号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和3年8月27日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり
---	---------	------------

2	公売の方法	入札			
3	公売日時	令和3年10月22日（金） 午後1時00分から			
	公売保証金 納付期限	令和3年10月22日（金） 午後1時00分から 午後1時30分まで			
	入札	令和3年10月22日（金） 午後1時40分から 午後2時00分まで			
	開札	令和3年10月22日（金） 午後2時00分			
4	公売場所	奈良県産業会館1階展示ホール			
5	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり			
6	売却決定の日時及び場所	日時	令和3年11月12日（金） 午前10時00分	場所	大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	令和3年11月12日（金） 午前11時30分	（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く。）	
8	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり			
9	その他	1. 午後1時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売財産が農地の場合は、大和高田市農業委員会にて、事前に買受適格証明書を取得し、当日持参してください。証明書の取得方法については、大和高田市農業委員会へ問い合わせてください。 5. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 6. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 7. その他については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 8. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html)でもご覧いただけます。			
配当を受ける者の権利の申出について 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。					
※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。 大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 （内線2261）					
公売公告付表					
売却区分 番号		大和高田市-3-2-1			

公売財産の表示	所在 奈良県大和高田市大字松塚 地番 667番2 地目 畑 地積 981.00㎡ 見積価額 1,310,000円、公売保証金 131,000円 以上登記簿による表示
公売財産の概要 (地域概要)	・近鉄大阪線『松塚駅』から北へ約1.1kmの畑。 ・東側は、水路を挟んで、市道（高50号線）から北に延びた里道と接している。
公売財産の概要 (行政的条件)	・都市計画区域 市街化調整区域 ・建ぺい率（指定） 70％ ・容積率（指定） 400％ ・建築基準法第22条指定区域外
公売財産の概要 (使用状況等)	・柿の木（古木と見られる）が植えられている。
その他 公売条件等	・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行ってください。
(別紙) 公売における注意事項	
入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者としします。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用され

	ることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。 公売財産が農地である場合、買受人は大和高田市農業委員会が買受適格証明書を発行した人に限られます。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。 また、後日、不動産取得税（県税）、毎年の固定資産税（市町税）が課税されます。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。 ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は、大和高田市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は、大和高田市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。） 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料（500円程度）
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。

（ご注意）

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱にいれてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。※代理人が入札する場合は委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）と代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者の身分証明書（運転免許証等）と代表者印

公告第88号

大和高田市コミュニティバスきぼう号広告付案内表示板（デジタルサイネージ）設置業務委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和3年8月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要**（1）業務名**

大和高田市コミュニティバスきぼう号広告付案内表示板（デジタルサイネージ）設置業務委託

（2）業務内容

「大和高田市コミュニティバスきぼう号広告付案内表示板（デジタルサイネージ）設置業務委託仕様書」のとおり

（3）業務期間

設置日から5年間。（ただし、それ以降は期間を定めて延長することができる。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市コミュニティバスきぼう号広告付案内表示板（デジタルサイネージ）設置業務委託事業者選定実施要領」（以下「実施要領」という。）の「4 参加資格要件」をすべて満たす者であること。

3 参加申請

令和3年9月10日（金） 午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 地域振興部 まち振興課 TEL 0745-22-1101

公告第89号**入 札 公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年8月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和3年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託
2 履行場所	大和高田市内
3 履行期間	契約締結日から令和4年2月28日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタント等）に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (4) 平成28年4月1日以降で、元請けで官公庁等発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の(4)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和3年8月30日（月）から令和3年9月10日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所庁舎3階 総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知

	書を送付します。
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） （1）受付期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和3年9月24日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和3年9月28日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和3年9月29日（水）午前10時00分 （2）場所 大和高田市役所庁舎（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。

16 その他

- (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。
 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第90号

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（令和2年条例第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年8月30日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象となる空家等

所在地 大和高田市北片塩町41番4

2 緊急安全措置の内容

前面道路にコーン、コーンバーおよび注意喚起文書を設置する。

3 緊急安全措置の理由

令和3年6月9日に、通学路に瓦屋根が落ちていて危険という文書が近隣住民宅に投函された。その近隣住民は心当たりがないため総代に相談し、旭町二総代から市に相談があった。

市職員複数名で現場確認を行ったところ、瓦屋根の剥落が見られて危険な状態であった。所有者調査をしたが相続が発生しており、相続人調査を進めていたところ、令和3年7月30日に再度、近隣住民から瓦屋根の砂が落ちてきて危険と通報があった。

所有者の相続人調査の結果、所有者を確知できず、また通学路であり、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められると判断した。

4 緊急安全措置の実施日

☐ 即時的な措置 年 月 日

☒ 継続的な措置 令和3年 8月 5日から

継続的な措置については、不服申立て及び処分の取消しの訴えをすることができます（詳細は（教示）をご参照ください。）。

5 緊急安全措置に要した費用

なし

6 連絡先

大和高田市役所環境建設部住宅課 0745-22-1101

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができ

なくります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

公告第91号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市ごみ中継施設建設工事設計施工監理業務
2 履行場所	大和高田市今里川合方23番地
3 履行期間	契約締結日から令和6年3月15日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物部門）登録している者であること。 （2）平成23年4月1日以降において、官公庁等（一部事務組合、広域連合等を含む。）発注のごみ中継施設又はごみ処理施設（マテリアルリサイクル施設）の新設又は基幹的設備改良事業に係る設計施工監理業務を元請として履行した実績（令和3年3月31日までに業務を完了したものに限る。）を有する者であること。 （3）技術士（「衛生工学部門：廃棄物・資源循環」又は「総合技術監理部門：廃棄物・資源循環」）の資格を有する者を総括責任者（管理技術者）（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。 ※「廃棄物・資源循環」制定前の「廃棄物管理」、「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等の資格とみなす。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能) (2) 必要書類は次のとおり ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 5の(2)に係る履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等） ③ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類 ④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） (3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和3年9月1日（水）から令和3年9月10日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年9月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和3年9月28日（火）午前11時00分 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥23,890,000－（消費税等抜き）
17 前払金	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない場合は、開札を中止します。 （3）大和高田市ごみ中継施設建設工事請負契約が大和高田市議会で可決の議決がなされず、契約が成立しない場合は、入札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第92号

入札公告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和3年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第51号
- (2) 工 事 名 大和高田市保健センター外壁・屋根改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 71,330,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 71,330,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 63,920,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 建築工事に関する監理技術者又は主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年8月31日（火） ～ 令和3年9月21日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和3年8月31日（火） ～ 令和3年9月21日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和3年9月16日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和3年9月17日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和3年9月6日（月） ～ 令和3年9月21日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和3年9月22日（水）	大和高田市役所

	午前11時00分	3階 会議室1
※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。 ※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。 4 入札書における金額の記載方法等 入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。 入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。） 5 入札の無効・失格 （1）次に掲げる入札については、無効とします。 - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札 - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札 - ウ 他人のICカードを使用した入札 - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札 - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札 （2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。 - ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札 - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 - ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札 - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札 - オ その他事後審査により不適格となった入札 6 落札候補者の決定 （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。 （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。 （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。 （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。 （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。		

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・ Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・ Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・ PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとする。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部 契約監理室

TEL（0745）52-1101

FAX（0745）49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

教育委員会

教育委員会規則第10号

大和高田市中央公民館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月30日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市中央公民館管理運営規則の一部を改正する規則

大和高田市中央公民館管理運営規則（昭和47年6月15日教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号を次のように改める。

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、休日が月曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則第11号

大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月30日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則

大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則（昭和58年4月1日教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号を次のように改める。

（3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、休日が

月曜日又は第1火曜日若しくは第3火曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則第12号

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月30日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、休日が月曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示第24号

大和高田市教育委員会8月臨時委員会を下記のとおり招集する。

令和3年8月4日

大和高田市教育委員会委員長 梶木 義敏

記

1 日時

令和3年8月30日（月） 10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 令和4年度以降使用中学校用教科用図書の採択について

第2号 その他

教育委員会告示第25号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年8月23日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年8月30日（月）午前10時40分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 中央公民館、土庫・菅原・陵西公民館、葛城コミュニティセンター運営規則の一部改正（案）について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年8月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和3年9月1日（水） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 その他

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年8月3日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和3年8月10日（火曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項についての申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第4号 その他

農業委員会告示第11号

大和高田市農業委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年8月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和3年9月3日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項についての申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

公営企業

上下水道事業告示第10号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和3年8月2日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名

こしの水道設備

2 代表者名

越野 昌

3 所在地

奈良県御所市柏原1617-2

上下水道事業告示第11号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和3年8月2日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名 ・株式会社 W i t	2 代表者名 越野 昌	3 所在地 奈良県御所市柏原1617-2
・株式会社 総合	福本 永成	大阪府豊中市清風荘一丁目12番2号
・エバーリンクス株式会社	松本 英隆	大阪市西区南堀江4-17-18 原田ビル205

議 会

議会規則第2号

大和高田市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月27日

大和高田市議会 議長 仲本 博文

大和高田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

大和高田市議会傍聴規則（平成7年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

2 一般席内に車椅子専用区画を設ける。

3 前2項に定めるもののほか、児童等（小学校6年生以下をいう。以下同じ。）を帯同する者の傍聴の利便に資するため、遮音設備を施した傍聴室である親子傍聴室に親子傍聴席を設ける。

第3条第1項中「傍聴人受付簿に記入しなければならない。」を「傍聴人受付票に記入し、受付箱に投入しなければならない。」に改め、同条第2項中「責任者が」の次に「、あらかじめ議会事務局職員に申し出て」を加え、「、年齢、」を「、住所、年齢」に、「人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。」を「人数を傍聴人受付票に記入し、議長の許可を得なければならない。」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 議長は、傍聴席の整理上必要と認めたときは、個人、団体を問わず傍聴証を発行することができる。ただし、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

第3条に次の1項を加える。

4 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場するとき及びその日の会議が終わったときは、傍聴証を議会事務局へ返還しなければならない。

第4条を次のように改める。

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、おおむね一般席36人及び報道関係者席8人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、定員を変更することができる。

2 車椅子専用区画の定員及び親子傍聴室の定員は、議長がその都度定める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第2項中「児童及び乳幼児」を「保護者又は引率者が同伴する場合を除き、児童等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして、第1項第1号、第4号及び第5号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

第7条を第6条とする。

第8条第7号を次のように改める。

（7） 携帯電話、パソコン、タブレット端末等の情報通信機器は、電源を切り、又は着信音等を発生させない措置をとること。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。
本則に次の1条を加える。

（準用）

第12条 第2条から前条までの規定（第2条第3項を除く。）は、大和高田市議会委員会条例（平成7年条例第3号）第2条第2項の規定に基づく常任委員会及び第6条第1項の規定に基づき設置される特別委員会の会議の傍聴について準用する。この場合において、第4条中「おおむね一般席36人及び報道関係者席8人とする」とあるのは「委員長がその都度定める」と、第3条、第4条、第6条から第8条まで及び前条中「議長」とあるのは「委員長」と、第7条第1号及び第8号中「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

原稿誤り

令和元年2月10日付け大和高田市公報第372号（登載漏れ）

規則第15号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第15条中「に規定する割合」を「の市長が規則で定める基準」に改める。

第19条第1号中「100分の185」を「100分の97.5」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の45」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第19条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第18条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号又は第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別

段の取扱いをすることができる。

- (1) 直近の人事評価（勤勉手当支給基準日以前における直近の人事評価をいう。以下同じ。）の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100分の100を超え100分の105を超えない割合
 - (2) 直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の95を超え100分の100を超えない割合
 - (3) 直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が中位の段階である職員及び勤勉手当支給基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の95
 - (4) 直近の人事評価の結果が下位の段階である職員 100分の90以下
- 2 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第18条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。
- (1) 直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の45を超え100分の50を超えない割合
 - (2) 直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が中位の段階である職員及び勤勉手当支給基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の45
 - (3) 直近の人事評価の結果が下位の段階である職員 100分の40以下
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤勉手当支給基準日以前6月以内の期間において、法第29条の規定による懲戒処分を受けた職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、当該期間に2以上の懲戒処分を受けた職員に適用する当該各号に掲げる職員の区分は、その者が受けた懲戒処分について定められた成績率の範囲のうち、最も低い割合のものが属する区分とする。
- (1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
 - ア 停職の処分を受けた職員 100分の40
 - イ 減給の処分を受けた職員 100分の50
 - ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の60
 - (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合
 - ア 停職の処分を受けた職員 100分の20
 - イ 減給の処分を受けた職員 100分の25
 - ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の30
- 4 第1項第1号及び第2号又は第2項第1号に掲げる職員として成績率を定める者の数の割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、任命権者は、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。
- (1) 第1項第1号又は第2号に掲げる職員 任命権者がその成績率を定める職員（再任用職員を除く。）の総数に占める100分の30以下（そのうち第1項第1号に掲げる職員にあっては100分の5以下）の割合
 - (2) 第2項第1号に掲げる職員 任命権者がその成績率を定める再任用職員の総数に占める100分の30以下の割合
- （一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則）

第3条 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 「降号」とは、職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第5条第1項中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同条第2項中「区分欄」を「試験欄」に改め、同条第5項中「超える年数」の次に「(職員の職務にその経験が直接役立つかと認められる職務であって市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)」を加え、同条第7項第1号中「市職員」を「地方公務員」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5） 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

第5条第9項中「学歴、免許欄」を「学歴・免許欄」に改め、同条第10項中「第3条第1号から第3号まで」を「第3条第1項各号」に改める。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(昇格)」を付し、同条を次のように改める。

第6条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、昇格させようとする日以前2年間に於いて同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前2年間に於ける人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

（1） 職員を昇格させようとする日以前における直近の連続した2回の人事評価（市長が定めるものに限る。以下この条及び第10条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）において同じ。）の結果のいずれにおいても下位の段階でないこと。

（2） 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

3 職員が国際機関若しくは民間企業に派遣されていたこと等の事情により前項に規定する人事評価の結果の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前2年間に於いて同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前2年間に於ける人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、職員を昇格させることができる。

4 第1項から前項までの規定により職員を昇格させる場合において、職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として市長が定めるときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。

5 第1項から第3項までの規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合は、市長が定めるところにより、昇格させることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

（上位資格の取得等による昇格）

第6条の2 職員が採用試験の結果に基づいて職員となった者に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得することとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

第7条に見出しとして「(特別の場合の昇格)」を付し、同条中「前条」を「第6条」に改める。

第8条の見出しを「(昇格の場合の号給)」に改め、同条第1項中「、かつ」を削り、同条第2項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第6条第1項」を「第6条の2」に、「第18条の規定による」を「その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とする」に改め、同条第4項中「昇格させた場合におけるその者の号給は」を「昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第9条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第2項中「前項の規定により」を「前2項の規定により」に、「前項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第9条を第9条の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

(降格)

第9条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第10条の見出し中「級等」を「級」に改め、同条第1項中「、初任給基準表」を「初任給基準表」に、「職務やその者の経験年数又は在級年数に応じ任命権者の定めるところにより、昇格若しくは」を「職務に応じ、その異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴・免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして決定することができる職務の級（次項及び第11条第1項において「仮定級」という。）の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて」に、「級に留まらせる」を「職務の級にとどまらせる」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果が最上位の段階である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

第10条の次に次の1条を加える。

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第10条の2 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- （1） 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給
 - （2） その初任給の決定について第5条第7項又は第8項の規定の適用を受けた者及び市長の定める者 あらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。
- 3 第8条及び第9条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第11条の見出し中「級等」を「級」に改め、同条第1項中「やその者の経験年数又は在級年数に応じ任命権者の定めるところにより、異動後の職務の級を」を「に応じ、仮定級の範囲内で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

第11条の次に次の1条を加える。

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第11条の2 第10条の2第1項及び第2項の規定は、前条第1項の規定による異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第12条の見出し中「昇給日」の次に「及び評価終了日」を加え、同条中「第4条第3項」の次に「の規定により昇給を行う同項」を、「という。）」の次に「とし、昇給日前における同項の市長が規則で定める日は、昇給日前1年間における3月31日（以下「評価終了日」という。）」を加える。

第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

第12条の4第1項中「職員の勤務成績」を「評価終了日以前における直近の能力評価及び業績評価の結果（以下この条において「人事評価結果」という。）がある職員の勤務成績」に改め、「、第12条の2に規定する勤務成績の証明に基づき」を削り、「いずれか」を「いずれ」に、「第4号又は第5号」を「第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイ」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1） 人事評価結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 - ア 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - イ アに掲げる職員以外の職員 B
- （2） 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C
- （3） 人事評価結果のいずれかが下位の段階である職員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 - ア 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - イ 勤務成績が良好でない職員 E

第12条の4第9項中「1の」を「一の」に、「第1項」を「第1項又は第3項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「第5項又は第6項」を「第7項から第9項まで」に、「第10条」を「第10条第1項」に、「第5項及び第6項」を「第7項から第9項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第8条第3項、第10条第2項若しくは第11条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数」を「昇給日後に、新たに職員となった者又は同日後に第8条第3項、第10条の2第2項（第11条の2において準用する場合を含む。）若しくは第18条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、市長が定める数）」に、「又は号給」を「又は当該号給」に、「第1項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「昇給号給数表」の次に「（次項において「昇給号給数表」という。）」を加え、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不適当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

第12条の4第4項中「前3項」を「前各項」に、「市長が」を「これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の市長が定める場合を除き、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で管理職手当支給規則別表の適用を受ける職員 100分の40以下（そのうちAの昇給区分に係る割合については100分の10以下）
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の30以下（そのうちAの昇給区分に係る割合については100分の5以下）

第12条の4中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前3項」に改め、同項第1号中「昇給日前」を「評価終了日以前」に、「昇給日の前日」を「評価終了日」に、「前項第5号」を「第1項第3号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあつてはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決定することができる。
- 3 職員が国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価結果の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

第12条の5を削る。

第16条から第18条までを次のように改める。

（降号）

第16条 職員の分限に関する条例（昭和26年条例第36号）第1条の5の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

第17条 削除

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第18条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第8条第3項又は第10条の2第2項（第11条の2において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は市長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を市長が定めるところにより上位の号給に決定することができる。

第19条第1項中「職員が復職し」の次に「、派遣職員が職務に復帰し」を、「有効期間」の次に「、派遣期間」を、「みなして、復職し」の次に「、職務に復帰し」を加え、「（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日」を「、同日」に、「そのいずれかの日」を「その次の昇給日」に改める。

別表第1初任給基準表（1） 行政職給料表・初任給表中「区分」を「試験」に改める。

別表第2学歴免許等資格区分表中「基礎学歴区分」を「基準学歴区分」に、「大学六卒」を「大学6卒」に改める。

別表第3備考第2項中「基礎学歴区分欄」を「基準学歴区分欄」に改める。

別表第4備考中「経験欄の上欄」を「経歴欄の左欄」に改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第5の2 降格時号給対応表（第9条の2関係）

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	37	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	40	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	53	37	37	29	29	34
22	54	38	38	30	30	36
23	55	39	39	31	31	38

	24	56	40	40	32	32	40	
	25	58	41	41	33	33	42	
	26	60	42	42	34	34	44	
	27	62	43	43	35	35	46	
	28	64	44	44	36	36	48	
	29	66	45	45	37	37	52	
	30	68	46	46	38	38	56	
	31	70	47	47	39	39	67	
	32	72	48	48	40	40	80	
	33	74	49	49	41	41	82	
	34	76	50	50	42	42	84	
	35	78	51	51	43	43	85	
	36	80	52	52	44	44	85	
	37	82	53	53	45	45	85	
	38	84	54	54	46	46	85	
	39	86	55	55	47	47	85	
	40	88	56	56	48	48	85	
	41	90	58	57	49	50	85	
	42	92	60	58	50	52	85	
	43	93	62	59	51	54	85	
	44	93	64	60	52	56	85	
	45	93	66	63	53	58	85	
	46	93	68	66	54	60	85	
	47	93	70	69	55	62	85	
	48	93	72	72	56	64	85	
	49	93	76	75	57	66	85	
	50	93	80	78	58	76	85	
	51	93	84	81	59	88	85	
	52	93	88	84	60	92	85	
	53	93	93	88	61	93	85	
	54	93	98	92	62	93	85	
	55	93	103	97	63	93	85	
	56	93	109	102	64	93	85	
	57	93	115	107	65	93	85	
	58	93	121	112	66	93	85	
	59	93	125	113	67	93	85	
	60	93	125	113	68	93	85	
	61	93	125	113	69	93	85	
	62	93	125	113	70	93		
	63	93	125	113	71	93		
	64	93	125	113	72	93		

65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93		
87	93	125	113	93		
88	93	125	113	93		
89	93	125	113	93		
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				

106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

ロ 教育職給料表（１）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
１	21	49	41
２	22	50	42
３	23	51	43
４	24	52	44
５	25	53	45
６	26	54	46
７	27	55	47
８	28	56	48
９	29	57	49
10	30	58	50
11	31	59	51
12	32	60	52
13	33	61	53
14	34	62	54
15	35	63	55
16	36	64	56
17	37	65	57
18	38	66	58

19	39	67	59
20	40	68	60
21	41	69	61
22	42	70	62
23	43	71	63
24	44	72	64
25	45	73	66
26	46	74	68
27	47	75	70
28	48	76	72
29	50	77	74
30	52	78	76
31	54	79	77
32	56	80	77
33	58	81	77
34	60	82	77
35	62	83	77
36	64	84	77
37	66	85	77
38	68	86	
39	70	87	
40	72	88	
41	73	89	
42	74	90	
43	75	91	
44	76	92	
45	78	93	
46	80	94	
47	82	95	
48	84	96	
49	86	97	
50	88	98	
51	90	99	
52	92	100	
53	95	101	
54	98	102	
55	101	103	
56	104	104	
57	107	106	
58	110	108	
59	113	110	

60	116	112	
61	121	116	
62	126	120	
63	131	130	
64	136	140	
65	141	142	
66	146	144	
67	151	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	
72	153	145	
73	153	145	
74	153	145	
75	153	145	
76	153	145	
77	153	145	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		

101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		

142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

ハ 教育職給料表（２）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
1	9	45	57
2	10	46	58
3	10	47	59
4	11	48	60
5	12	49	61
6	13	50	62
7	14	51	63
8	15	52	64
9	16	53	65
10	17	54	66
11	18	55	67
12	19	56	68
13	20	57	69
14	21	58	70
15	23	59	71
16	24	60	72
17	25	61	73
18	26	62	74
19	27	63	75
20	28	64	80
21	29	65	85
22	30	66	90
23	31	67	93
24	32	68	93
25	33	69	93
26	34	70	93
27	35	71	93
28	36	72	93
29	37	73	93
30	38	74	93
31	39	75	93
32	40	76	93
33	41	77	93
34	42	78	93

35	43	79	93
36	44	80	93
37	45	81	93
38	46	82	
39	47	83	
40	48	84	
41	50	85	
42	52	86	
43	54	87	
44	56	88	
45	58	89	
46	60	90	
47	62	91	
48	64	92	
49	66	93	
50	68	94	
51	70	95	
52	72	96	
53	74	97	
54	76	98	
55	78	99	
56	80	100	
57	82	101	
58	84	102	
59	86	103	
60	88	104	
61	90	105	
62	92	106	
63	94	107	
64	96	108	
65	103	109	
66	110	110	
67	117	111	
68	124	112	
69	125	114	
70	125	116	
71	125	118	
72	125	120	
73	125	122	
74	125	124	
75	125	126	

76	125	128	
77	125	130	
78	125	134	
79	125	138	
80	125	153	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		

117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

二 医療職給料表（１）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	１級	２級	３級	４級
1	21	17	25	45
2	22	18	26	46
3	23	19	27	47
4	24	20	28	48
5	25	21	29	49
6	26	22	30	50
7	27	23	31	51
8	28	24	32	52
9	29	25	33	54
10	30	26	34	56
11	31	27	35	58
12	32	28	36	60
13	33	29	37	62
14	34	30	38	64
15	35	31	39	65
16	36	32	40	65
17	37	33	41	65
18	38	34	42	65
19	39	35	43	65
20	40	36	44	65
21	41	37	45	65
22	42	38	46	
23	43	39	47	
24	44	40	48	
25	45	41	49	
26	46	42	50	
27	47	43	51	
28	51	44	52	
29	55	45	53	
30	59	46	54	
31	63	47	55	
32	65	48	56	
33	65	49	57	
34	65	50	58	
35	65	51	59	
36	65	52	60	
37	65	54	62	

38	65	56	64	
39	65	58	66	
40	65	60	68	
41	65	62	70	
42	65	64	74	
43	65	66	78	
44	65	68	82	
45	65	71	86	
46	65	74	88	
47	65	77	89	
48	65	82	89	
49	65	87	89	
50	65	92	89	
51	65	97	89	
52	65	97	89	
53	65	97	89	
54	65	97	89	
55	65	97	89	
56	65	97	89	
57	65	97	89	
58	65	97	89	
59	65	97	89	
60	65	97	89	
61	65	97	89	
62	65	97	89	
63	65	97	89	
64	65	97	89	
65	65	97	89	
66	65	97		
67	65	97		
68	65	97		
69	65	97		
70	65	97		
71	65	97		
72	65	97		
73	65	97		
74	65	97		
75	65	97		
76	65	97		
77	65	97		
78	65	97		

79	65	97		
80	65	97		
81	65	97		
82	65	97		
83	65	97		
84	65	97		
85	65	97		
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		
90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			
96	65			
97	65			

ホ 医療職給料表（2）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33

	18	38	34	30	34	34	34	
	19	39	35	31	35	35	35	
	20	40	36	32	36	36	36	
	21	41	37	33	37	37	38	
	22	42	38	34	38	38	40	
	23	43	39	35	39	39	42	
	24	44	40	36	40	40	44	
	25	45	41	37	41	41	50	
	26	46	42	38	42	42	56	
	27	47	43	39	43	43	62	
	28	48	44	40	44	44	65	
	29	50	45	41	45	45	65	
	30	52	46	42	46	46	65	
	31	54	47	43	47	47	65	
	32	56	48	44	48	48	65	
	33	58	49	45	50	50	65	
	34	60	50	46	52	52	65	
	35	62	51	47	54	54	65	
	36	64	52	48	56	56	65	
	37	65	53	49	57	59	65	
	38	66	54	50	58	62	65	
	39	67	55	51	59	65	65	
	40	68	56	52	60	69	65	
	41	70	57	53	63	73	65	
	42	72	58	54	66	77	65	
	43	74	59	55	69	81	65	
	44	76	60	56	72	85	65	
	45	79	61	57	76	85	65	
	46	82	62	58	80	85	65	
	47	85	63	59	84	85	65	
	48	85	64	60	90	85	65	
	49	85	65	61	96	85	65	
	50	85	66	62	102	85	65	
	51	85	67	63	105	85	65	
	52	85	68	64	105	85	65	
	53	85	70	65	105	85	65	
	54	85	72	66	105	85		
	55	85	74	67	105	85		
	56	85	76	68	105	85		
	57	85	78	69	105	85		
	58	85	80	70	105	85		

59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			

100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

へ 医療職給料表（3）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44

25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93

	66	84	90	78	92	93
	67	86	91	79	94	93
	68	88	92	80	98	93
	69	89	93	81	102	93
	70	90	94	82	106	
	71	91	95	83	110	
	72	92	96	84	112	
	73	94	97	85	113	
	74	96	98	86	113	
	75	98	99	87	113	
	76	100	100	88	113	
	77	102	101	89	113	
	78	104	102	90	113	
	79	106	103	91	113	
	80	108	104	92	113	
	81	112	107	93	113	
	82	116	110	94	113	
	83	120	113	95	113	
	84	124	116	96	113	
	85	127	120	98	113	
	86	130	124	100	113	
	87	133	128	102	113	
	88	136	132	104	113	
	89	140	135	105	113	
	90	144	140	106	113	
	91	148	145	107	113	
	92	152	150	110	113	
	93	156	153	113	113	
	94	160	153	116		
	95	164	153	119		
	96	168	153	122		
	97	169	153	125		
	98	169	153	125		
	99	169	153	125		
	100	169	153	125		
	101	169	153	125		
	102	169	153	125		
	103	169	153	125		
	104	169	153	125		
	105	169	153	125		
	106	169	153	125		

107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				

148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

別表第6 昇給号給数表中

「別表第6 昇給号給数表（第12条の4関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	8以上	6	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が5級以上であるもの又は第12条の3の規定の適用を受ける職員にあつては3）	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考

この表に定める上欄の号給数は条例第4条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下欄の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

」を

「別表第6 昇給号給数表（第12条の3関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	6以上	5	4	3	2
	4以上	3	2	1	0

備考

1 この表に定める上欄の号給数は条例第4条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下欄の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

2 第12条の3第1項第3号に掲げる評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び同条第4項各号に掲げる職員に対するこの表の規定の適用については、同表のDの昇給区分の上欄の号給数は「2」と、同表のEの昇給区分の上欄の号給数は「0」とする。

」に改める。

第4条 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第5ロの表中「

42
43
44
45

45

46

46

47

47

48

」を

「

41

42

42

43

43

44

44

45

46

47

」に改める。

別表第5ハの表中「

46

46

47

47

48

48

49

49

50

50

51

51

52

」を

「

45

46

46

46

47

47

47

48

48

48

49

50

51

」に、

「

62

62

63

63

64

64

65

65

65

65

	65	
	65	
	65	
	66	
	66	
	66	
	66	
	66	
	66	
	66	
	66	
	66	
	67	
	67	
	67	
	67	
	67	
	67	
	67	
	67	
	67	
	68	
	68	
	68	
	68	
	68	
	68	
	68	
	69	
「	61	」を
	62	

	62
	62
	63
	63
	63
	64
	64
	64
	65
	65
	65
	65
	65
	65
	65
	65
	65
	66
	66
	66
	66
	66
	66
	66
	66
	67
	67
	67
	67
	67
	67
	67

68

68

68

68

」に改める。

別表第5ニの表中「

26

27

28

28

28

28

29

29

29

29

30

30

30

30

31

31

31

31

32

」を

「

25

26

26

27

27

28

28

29

29

29

29

30

30

30

30

31

31

31

31

」に改める。

別表第5ホの表中「

42

42

43

43

44

44

45

45

45

46

46

46

47

47

」を

「

41

42

42

42

43

43

43

44

44

44

45

45

46

46

」に改める。

別表第5の2口の表中「

73

74

75

76

78

80

82

」を

「

74

別表第5の2ハの表中「

76

78

80

81

82

83

」に改める。

58

60

62

64

66

68

70

」を

「

59

62

65

68

69

70

71

」に、

「

90

92

94

96

103

110

117

124

」を

「

91

94

97

100

107

114

121

125

」に改める。

別表第5の2ニの表中「

45

46

47

51

55

59

63

」を

「

46

48

50

52

56

60

64

」に改める。

別表第5の2ホの表中「

70
72
74
76
79
82

」を

「

71
74
77
80
82
84

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は令和2年1月1日から、第4条の規定は令和2年4月1日から施行する。

令和3年7月10日付け大和高田市公報第390号（登載漏れ）

規則第21号の2

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例施行規則（平成12年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第42条第6項」を「第42条第2項」に改める。

第5条第1項中「を受けようとする者は、一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない」を「について必要な事項は、市長が別に定める」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項を次のように改める。

法第52条の規定による食事療養標準負担額若しくは法第52条の2の規定による生活療養標準負担額（以下「標準負担額」という。）の減額又は国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第29条の4の規定による限度額適用の認定を受けよう

とする者は、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、本人の同意を得た上で公簿等によって審査に必要な事項を確認できるときは、当該事項を証する書類の添付を省略することができる。

第6条第2項中「国民健康保険標準負担減額認定台帳（様式第5号）を作成し、省令」を「国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第7条中「省令」を「施行規則」に、「様式第6号」を「様式第3号」に改める。

第8条中「省令」を「施行規則」に、「様式第7号」を「様式第4号」に改め、同条第2号中「老人医療」を削る。

第9条第1項中「省令」を「施行規則」に、「様式第8号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「省令」を「施行規則」に、「様式第9号」を「様式第6号」に改める。

第11条中「省令第27条の17第1項」を「施行規則第27条の16第1項」に、「様式第10号」を「様式第7号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、本人の同意を得た上で公簿等によって当該事項を確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第11条第2号中「（公簿等によって確認できるときは省略できる。）」を削る。

第12条第2項中「様式第11号」を「様式第8号」に改める。

第13条中「様式第12号」を「様式9号」に改める。

第14条中「様式第13号」を「様式第10号」に改める。

第15条第1項中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第5項」を「施行令第29条の2第8項」に、「省令」を「施行規則」に、「様式第14号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「省令」を「施行規則」に改める。

第16条第1項中「省令」を「施行規則」に、「様式第15号」を「様式第12号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条第1項中「省令」を「施行規則」に、「様式第16号」を「様式第13号」に改める。

第18条第1項中「省令」を「施行規則」に、「様式第17号」を「様式第14号」に改める。

第19条中「省令」を「施行規則」に、「様式第18号」を「様式第15号」に改める。

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とする。

様式第5号を削り、様式第6号を様式第3号とし、様式第7号を様式第4号とし、様式第8号を様式第5号とし、様式第9号を様式第6号とする。

様式第10号中「申請します」を「医療機関への支払が完了したので申請します」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第11号を様式第8号とする。

様式第12号中「

個 人 番 号
氏 名
生 年 月 日

氏 名
生 年 月 日

」を、」に改め、同

様式を様式第9号とし、様式第13号を様式第10号とし、様式第14号から様式第18号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

告示第106号の2

大和高田市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を次のように定める。

令和3年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（平成23年告示第54号の2）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項から第3項までの規定による一部負担金の減額又は支払の免除（以下「減免」という。）及び徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 一部負担金の減免又は徴収猶予の対象となる者は、納税義務者又はその世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）が、次の各号のいずれかの事由により、生活が困窮し、一部負担金の納付が困難と認められる世帯の世帯主とする。

（1） 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、次の各号のいずれかの者となったこと

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者

イ 行方不明となった者

ウ 居住する住宅について著しい損害を受けた者

（2） 次のいずれかの事由により、その世帯の収入が著しく減少したこと

ア 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等

イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由

（3） 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（適用基準及び額）

第3条 一部負担金の減免に係る適用基準及び額は別表第1に、一部負担金の徴収猶予に係る適用基準及び額は別表第2に定めるとおりとする。

（期間）

第4条 一部負担金の減免の期間は、1月を単位とし、申請のあった日の属する月を含めて3月を限度とする。ただし、同一の事由により当該期間を超えて減免を行う必要があると市長が認める場合は、当該減免を受けた者からの申請に基づき更に3月を限度に1月ごとに延長することができる。

2 一部負担金の徴収猶予の期間は、1月を単位とし、申請のあった日の属する月を含めて6月を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する事由に該当したことにより一部負担金の減免又は徴収猶予をする場合における当該減免又は徴収猶予の期間は、市長が別に定める。

（申請）

第5条 一部負担金の減免を受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、国民健康保険一部負担金減免等申請書（様式第1号）に別表第3に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定は、一部負担金の徴収猶予に係る申請について準用する。この場合において、「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ（急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちに）」と読み替えるものとする。

（決定等）

第6条 市長は、前条の申請内容に不備がないことを確認したときはこれを受理し、速やかに審査等を行い、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の可否の決定に当たって必要と認めるときは、申請者に対し必要な書類等の提出又は提示を求めることができる。

3 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予を承認したときは国民健康保険一部負担金減免等決定

通知書（様式第2号）により、承認しなかったときは国民健康保険一部負担金減免等不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（証明書の交付）

第7条 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予を承認したときは、一部負担金の減免については国民健康保険一部負担金減免証明書（様式第4号）を、一部負担金の徴収猶予については国民健康保険一部負担金徴収猶予証明書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の証明書により療養の給付を受けようとする者は、国民健康保険被保険者証に添えて当該証明書を保険医療機関又は保険薬局に提示しなければならない。

（減免等事由の消滅）

第8条 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けた者は、第2条各号の規定のいずれにも該当しないこととなったときは、直ちに国民健康保険一部負担金減免等事由消滅申告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（減免の取消し等）

第9条 市長は、一部負担金の減免を受けた者の属する世帯が第1号に該当したときは当該減免の変更を、第2号に該当したときは当該減免の取消しを直ちに行い、その旨を国民健康保険一部負担金減免決定取消（変更）通知書（様式第7号）により当該減免を受けた者に通知するものとする。

（1） 資力の回復その他の事情の変化により一部負担金の減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。

（2） 虚偽の申請その他の不正な行為により一部負担金の減免を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の減免の取消しを行った場合は、その取り消した日の前日までの期間における減免の額を、当該減免を受けた者から返還させるものとする。

（徴収猶予の取消し）

第10条 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、当該徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部について、当該徴収猶予の取消しを直ちに行い、その旨を国民健康保険一部負担金徴収猶予決定取消通知書（様式第8号）により当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

（1） 資力の回復その他の事情の変化により一部負担金の徴収猶予の事由が消滅したと認められることとなったとき。

（2） 虚偽の申請その他の不正な行為により一部負担金の徴収猶予を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の徴収猶予の取消しを行った場合は、当該徴収猶予を受けた者からこれを一時に徴収するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	適用基準	減免の額
第2条第1号に該当する場合	納税義務者等の実収入月額が基準額に100分の120を乗じて得られる額以下	その世帯に属する被保険者の入院療養及び外来療養に係る一部負担金の全額

第2条第2号に該当する場合	下であり、かつ、当該納税義務者等の預貯金の額の合計額が基準額の3月分に相当する額以下であること。	その世帯に属する被保険者の入院療養に係る一部負担金の額に、次の表の左欄に掲げる実収入月額額の区分に応じ、右欄に掲げる割合を乗じて得られる額 <table><tr><td>当該世帯の実収入月額</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>基準額以下</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>基準額を超え、基準額に100分の120を乗じて得られる額以下</td><td>100分の50</td></tr></table>	当該世帯の実収入月額	減免割合	基準額以下	100分の100	基準額を超え、基準額に100分の120を乗じて得られる額以下	100分の50
当該世帯の実収入月額	減免割合							
基準額以下	100分の100							
基準額を超え、基準額に100分の120を乗じて得られる額以下	100分の50							
第2条第3号に該当する場合	市長が別に定める基準に該当すること。	市長が必要と認める額						

備考

- 1 実収入月額とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。以下この表及び次表において同じ。
- 2 基準額とは、生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について、同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により算定した需要の額の合計額に1000分の1155を乗じて得られる額をいう。以下この表及び次表において同じ。

別表第2（第3条関係）

区分	適用基準	徴収猶予の額
第2条第1号及び第2号に該当する場合	納税義務者等の実収入月額が基準額に100分の120を乗じて得られる額を超え、基準額に100分の130を乗じて得られる額以下であり、かつ、当該納税義務者等の預貯金の額の合計額が基準額の3月分に相当する額以下であること。	その世帯に属する被保険者の入院療養及び外来療養に係る一部負担金の全額
第2条第3号に該当する場合	市長が別に定める基準に該当すること。	市長が必要と認める額

別表第3（第5条関係）

区分	申請書に添付すべき書類
第2条第1号に該当する場合	次のすべての書類 (1) 収入状況等調査票（様式第9号） (2) 第2条第1号ア若しくはイに該当する者となったこと又は同号ウに規定する損害を受けたことを確認できる次のいずれかの書類 アの場合 身体障害者手帳の写し、診断書（身体障害者手帳用）、精神障害者保健福祉手帳の写し、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）等 イの場合 行方不明届出書の写し等 ウの場合 罹災証明書の写し等

第2条第2号に該当する場合	次のすべての書類 (1) 収入状況等調査票 (2) 第2条第2号に該当することとなったことを確認できる次のいずれかの書類 アの場合 廃業届出書の写し、離職票の写し、解雇通知書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し、免責確定証明書の写し、個人事業の廃業届出書の写し等 イの場合 減収及び被害の状況が確認できる書類の写し等
第2条第3号に該当する場合	市長が必要と認める書類

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
氏 名

印

国民健康保険一部負担金減免等申請書

下記の理由により国民健康保険の一部負担金の

〔減免・徴収猶予〕

を申請します。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者番号		
	住所		
	氏名		
生年月日		年	月 日
減免等事由		(1) 災害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 別に定める場合 ()	
一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする理由 (具体的に詳しく記入して下さい。)			
添付書類			
☐ 災害	☐ 障害者	()	
	☐ 行方不明者	()	
	☐ 居住宅の損害	()	
☐ 著しい 収入減少	☐ 収入状況 及び資産 保有状況 調査票	☐ 事業の休廃止等	()
		☐ 干ばつ等による農作物の 不作、不漁等	()

☐ 別に定める
場合 ()

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市長 印

国民健康保険一部負担金減免等決定通知書

年 月 日付で申請のあった国民健康保険一部負担金減免等につきましては、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
生年月日		年 月 日
減免等事由		(1) 災害 ()
		(2) 著しい収入減少 ()
		(3) 別に定める場合 ()
		()
決定内容		☐ 一部負担金の徴収猶予
		☐ 一部負担金の100分の50減額
		☐ 一部負担金の全額免除
備考		

※ 減免等を受けた事由に影響を及ぼすような資力の回復その他事情の変化があった場合は、直ちに申告して下さい。

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを

提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

印

国民健康保険一部負担金減免等不承認通知書

年 月 日付で申請のあった国民健康保険一部負担金減免等につきましては、審査の結果、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
理由		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを

提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第7条関係）

第 号

国民健康保険一部負担金（入院・外来）減免証明書

被保険者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
減免割合		通常の自己負担割合の / 10
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、入院療養又は外来療養に係る国民健康保険一部負担金を減免している者であることを証明する。

ただし、国民健康保険法第57条の2に規定する高額療養費の支給、同法第57条の3に規定する高額介護合算療養費又は公費負担医療の適用がある場合にあっては、これらを支給され、又は給付される額を控除した額のみを対象とする。

年 月 日

大和高田市長

印

様式第5号（第7条関係）

第 号

国民健康保険一部負担金（入院・外来）徴収猶予証明書

被保険者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、入院療養又は外来療養に係る国民健康保険一部負担金の徴収を猶予している者であることを証明する。

ただし、国民健康保険法第57条の2に規定する高額療養費の支給、同法第57条の3に規定する高額介護合算療養費又は公費負担医療の適用がある場合にあっては、これらを支給され、又は給付される額を控除した額のみを対象とする。

年 月 日

大和高田市長 印

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

の減免により、その支払いを免れたと認められる額につきましては、速やかに本市に返還して下さい。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
取消（変更）理由		
取消（変更）期間		年 月 日から 年 月 日まで
備考		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

大和高田市長 印

国民健康保険一部負担金徴収猶予決定取消通知書

年 月 日付で大和高田市国民健康保険一部負担金徴収猶予を決定しましたが、下記の

とおりに取り消しましたので通知します。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者番号	
	住所	
	氏名	
取消し理由		
取消し期間		年 月 日から 年 月 日まで
備考		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）
収入状況等調査票

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所
 氏名

印

下記のとおり、世帯の収入状況等について偽りのないことを誓約し申告します。
（収入状況）

被保険者番号				氏名						
該当月				1 月 分	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	
収入 の 状 況	収入 額	事業	営業							
			農業							
		不動産								
		給与								
		公的年金								
		その他 ()								
		小計（ア）								
	必要 経 費	事業	営業							
			農業							
			専従者給与							
		不動産								
		その他 ()								
	小計（イ）									
	差引実収入月額（ア－イ）									
該当月				7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	
収入 の 状 況	収入 額	事業	営業							
			農業							
		不動産								
		給与								
		公的年金								
		その他 ()								
		小計（ア）								
	必要 経 費	事業	営業							
			農業							
			専従者給与							
		不動産								
		その他 ()								
	小計（イ）									
	差引実収入月額（ア－イ）									
各月の差引実収入月額 合計										

（裏）

（預貯金及び現金保有状況）

1. 預貯金	
①名義人	金融機関
口座番号	金額
②名義人	金融機関
口座番号	金額
③名義人	金融機関
口座番号	金額
2. 現金	
金額	
添付書類	
☐ 預金通帳の写し	
備考（収入状況や資産保有状況について補足事項があればご記入下さい。）	

収入及び資産の調査に関する同意書

大和高田市長 宛

国民健康保険法の規定により、一部負担金減免及び徴収猶予の申請において、審査に必要があるときは、私及び私の世帯員の資産、収入の状況等につき、貴市が官公署に対し、必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは私及び世帯員の雇用主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

世帯主 住 所

氏 名

印（自署又は記名押印）

電話番号

（ ）

被保険者氏名	続柄	生年月日
印（自署又は記名押印）		年 月 日
印（自署又は記名押印）		年 月 日
印（自署又は記名押印）		年 月 日
印（自署又は記名押印）		年 月 日
印（自署又は記名押印）		年 月 日
印（自署又は記名押印）		年 月 日

令和3年8月10日付け大和高田市公報第391号（登載漏れ）

公告第64号の2

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和3年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

令和3年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1. 試験概要

＜募集内容及び受験資格＞

職 種		募集人数	受 験 資 格
番号	名 称		
①	一般事務職	15人	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、又は令和4年3月卒業見込みの人
②	建築職	3人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和4年3月卒業見込みの人を含む）
③	土木職	3人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和4年3月卒業見込みの人を含む）
④	電気職	1人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の電気専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和4年3月卒業見込みの人を含む）
⑤	機械職	1人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の機械専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和4年3月卒業見込みの人を含む）
⑥	社会福祉士	4人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人、又は令和4年3月末日までに取得見込みの人
⑦	保育士 幼稚園教諭	12人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は令和4年3月末日までに両方取得見込みの人

⑧	保健師	3人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は令和4年3月末日までに取得見込みの人
⑨	臨床心理士 公認心理師	1人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、又は公認心理師資格を有する人
⑩	文化財技師	1人	次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当する人 （ア）昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に定める大学（大学院を含む。短期大学を除く）において、考古学若しくは歴史学に関する専門課程を卒業（修了）した人、又は令和4年3月末日までに卒業（修了）する見込みの人 （イ）博物館法に規定する学芸員の資格を有する人、又は令和4年3月末日までに取得見込みの人 （ウ）埋蔵文化財発掘調査の経験がある人
⑪	清掃作業員	3人	平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人で、準中型自動車運転免許（5t限定を除く）以上を有する人、又は令和4年3月末日までに取得見込みの人

（受験資格等に関する注意事項）

※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人、又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人、又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（4）日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

2. 受験手続・申込

（1）申込方法

職員採用試験申込に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

以下の書類を、簡易書留郵便で郵送してください（封筒に「試験申込書在中」と朱書きのこと）。

職種番号・職種	提出書類
① 一般事務職	・職員採用試験申込書

② 建築職 ③ 土木職 ④ 電気職 ⑤ 機械職 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 保育士・幼稚園教諭 ⑧ 保健師 ⑨ 臨床心理士・公認心理師 ⑪ 清掃作業員	・学歴及び職歴 ＜追加用＞ ※追加する場合のみ ・受験票 ・返信用定型封筒2通（長形3号：23.5cm×12cm） →2通ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。
⑩ 文化財技師	・職員採用試験申込書 ・学歴及び職歴 ＜追加用＞ ※追加する場合のみ ・受験票 ・ <u>埋蔵文化財発掘調査経歴書</u> ・返信用定型封筒2通（長形3号：23.5cm×12cm） →2通ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。

＜注意事項＞

- ・提出書類は、受験者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆、消せるボールペンは不可）。
- ・職員採用試験申込書及び受験票には、申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼ってください。
- ・提出書類に不備がある場合や、指定の方法で郵送されていない場合、また申込受付期間末日（当日消印有効）後に郵送された場合には、受験申込の受付は行わず失格としますので、手続きには十分注意してください。なお、書類の不備に申込者本人が気付き、申込受付期間末日までに人事課まで連絡のうえ、人事課が指定する方法で再提出することは認めます。

◎失格の一例

- ・書類を簡易書留郵便以外の方法で郵送した場合
- ・封筒に「試験申込書在中」と記載していない場合。または朱書きではない場合
- ・提出書類に鉛筆や消せるボールペンで記入した場合
- ・全ての書類に氏名の記載がなかった場合
- ・受験票に写真が貼付されていない場合
- ・返信用封筒のサイズ違い、切手や宛名がなかった場合

※書類不備で失格となった場合、本市からは連絡を行いません。

（2）申込期間・郵送先

令和3年7月12日（月）から令和3年8月6日（金）まで（消印有効）

【宛 先】〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

（3）受験票の交付

- ・受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ・受験票が8月24日（火）までに届かない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・試験当日には、受験票を必ず持参してください。

3. 試験日時・科目・会場等

（1）第1次試験

日程	科目	会場
令和3年 9月5日（日） 午前9時30分から	教養試験 【全職種】 専門試験 【②建築職、③土木職、④電気職、 ⑤機械職、⑦保育士・幼稚園教諭、 ⑩文化財技師】	大和高田市立 高田中学校

※第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※合否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や合否に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

※第1次試験会場

大和高田市立高田中学校

大和高田市大中東町5番48号 TEL：0745-22-0851

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

◆ 最終学校卒業（見込）証明書 【全職種】

◆ 資格証明書・免許証の写し、又は取得見込証明書（写し不可）

【⑥社会福祉士、⑦保育士・幼稚園教諭、⑧保健師、⑨臨床心理士・公認心理師、
⑩文化財技師、⑪清掃作業員】

（2）第2次試験（予定）

職場適応性検査 【全職種】

個人面接 【全職種】

実技試験 【⑦保育士・幼稚園教諭のみ】

体力測定 【⑪清掃作業員のみ】

＜受験方法＞

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第1次試験合格者に通知します。

※職場適応性検査（WEB受検）について

日程：9月24日（金）から10月3日（日）の10日間に各自選択して受検。

＜受検方法＞

- ・受検案内メールを受信（9月24日（金）に第1次試験合格者に配信）

受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適正検査のログインIDとパスワードを取得します。

※ibt-cloud.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

※受検案内メールが9月27日（月）12時までに届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。

（3）第3次試験（予定）

個人面接 【全職種】

＜受験方法＞

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第2次試験合格者に通知します。

4. 採用の時期

- （1）最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ・採用予定者 令和4年4月1日付けで採用します。
- ・補欠登記者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。

- （2）採用候補者名簿の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

- （3）最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和4年3月末日までに卒業できなかった場合、並びに免許又は資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登記者）から抹消します。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不 合 格 者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して 2週間 大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与について

- ・ 令和3年4月1日現在の初任給月額は大卒182,200円、短大卒163,100円、高校卒150,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

7. 注意事項

- ・ 受験資格がないこと及び提出書類に不正があった場合、WEB検査で受験生本人以外が受検していた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・ 受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
 - ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や、濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。
- ・ 試験会場では、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。なお、試験中に試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただくことがあります。
- ・ 試験室は換気のため、試験中も適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

電話 0745-22-1101（内線214）